

クラブ・サークル等の登録細則

施行日：2018年5月7日 初版

クラブ・サークル等の登録細則

(登録申請手続き)

第1条 規約第31条2項の定めにより、青木平区内においてクラブ・サークル等の登録を行う場合は次の手続きを行う。

- (1) 部長もしくはサークル代表者（以下、代表者という）を1名選任する。
- (2) 代表者は「規約」を作成し区長に提出する。＊別紙1
- (3) 代表者は「クラブ・サークル登録申請書」を作成し区長に提出する。＊別紙2
- (4) 代表者は「クラブ・サークル会員名簿」を作成し区長に提出する。＊別紙3
- (5) 代表者は「補助金交付申請書兼活動計画書」を作成し区長に提出する。＊別紙4
ただし、補助金額は3万円を限度とし執行委員会の審査を経て確定される。
- (6) 代表者は「年度 活動収支報告書」を作成し、「年度 入出金出納帳」添付して区長に提出する。＊別紙5、別紙6

(登録承認)

第2条 区長は、登録申請に必要な手続きが完了している事を確認し、直近の執行委員会にて登録に係る審査を依頼する。

審査は以下の事項に沿って行われる。

- (1) クラブ・サークル登録申請には1年間の活動実績を必要とする。
- (2) 提出された「規約」、「クラブ・サークル登録申請書」および「クラブ・サークル会員名簿」の確認
- (3) 提出された「補助金交付申請書兼活動計画書」の確認
- (4) 申請された補助金額の適正確認

2 区長は、当該代表者に審査結果を連絡する。なお、書類内容に不備が発見された場合は代表者に差し戻し、再提出を指示する。

(補助金の支給)

第3条 執行委員会の審査において登録申請が受理された場合は、区は当該クラブ・サークルに対し補助金を支給する。

補助金支給に必要な手続きは以下の通りとする

- (1) 代表者は、代表者名義の普通預金通帳を準備し、通帳口座番号を本部会計に連絡する。
- (2) 自治会本部会計は、登録審査で受理された額の補助金を、指定された口座に振り込む。

(年間活動報告書の提出)

第4条 登録が完了したクラブ・サークルの代表者は、年度末（3月31日）までに「補助金交付申請書兼活動計画書」および「年度 活動収支報告書」まとめ区長に提出する。

また、「年度 活動収支報告書」は青木平区 監事による会計監査を受け、その結果を区長に提出する。

なお、区長は直近の執行委員会にて提出された年間活動報告書を提示し、執行委員会の確認を得る。

(会計年度)

第5条 登録が完了したクラブ・サークルの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第6条 各クラブ・サークル代表者は年間活動に費やした費用を「年度 活動収支報告書」としてまとめ、毎年、自治会役員監事による監査を受ける。

(細則の変更)

第7条 この細則は、執行委員会において執行委員の半数以上の同意を得なければ変更することができない。

(施行期日)

この細則は、2018年 5月 7日から施行する。

* 提出は登録時のみ

クラブ・サークル規約

(名称)

本会は、_____と称する。

(目的)

- ・ 本会は、会員相互の親睦と、体力向上、知識および技術の習得を図り、あわせて地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

- ・ 定例練習・定例技能・技術学習会等
- ・ その他、会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

- ・ 本会は、青木平区在住の自治会会員が代表者になり、この会の趣旨に賛同する人で構成され、かつ区外者でも参加できるものとする。
- ・ 本会の事務局は代表者宅におく。
- ・ 本会はつぎの役員をおく。
代表者 1名 会計 1名 なお、必要に応じ副会長をおくことができる
- ・ 役員の任期は1年とし、会員の互選とする。ただし再任を妨げない。

(会計)

- ・ 青木平区からの補助金のほか、必要に応じ会費を設定することができる。
なお、補助金は、施設利用費・活動費および親睦会費等にあてることができる。
ただし、補助金を使途とする親睦会・懇親会等の開催は年2回までとし、その費用は収入総額の2分の1以内とする。(富士宮市の社会福祉事業である「寄り合い処」は除外する。)
- ・ 会計年度は毎年4月1日～翌年の3月31日までとする。

(その他)

- ・ その他必要な事項は、そのつど会員相互で相談して決める。
- ・ この規約は、_____年___月___日より施行する。

青木平区長 殿

クラブ・サークル登録申請書

申請日 年 月 日

登 録 クラブ・サークル名		
代 表 者	町 内 班	
	氏 名	印
	電話番号	
当初参加人数	名	
活動の概要	1. 富士宮市・富丘社協等のイベント参加計画	
	2. 区内の普及、指導活動	

提出先 ⇒ 区長 ⇒ 執行委員会（審査） ⇒ 区長 ⇒ （代表者へ結果連絡） ⇒ 区長保管

記載例

*提出は登録時のみ

青木平区長 殿

クラブ・サークル登録申請書

申請日 年 月 日

登録 クラブ・サークル名	青木平 卓球 クラブ		
代表者	1 町 内 3 班		
	氏 名	武井 信夫	印
	電話番号	23-5698	
当初参加人数	10 名		
活動の概要	1. 富士宮市・富丘社協等のイベント参加計画 <ul style="list-style-type: none">富士宮市民スポーツ祭参加		
	2. 区内の普及、指導活動 <ul style="list-style-type: none">小、中学生の卓球指卓球を通して区民とのふれ合いの場を持ち、交流の場を広げていく。		

提出先 ⇒ 区長 ⇒ 執行委員会（審査） ⇒ 区長 ⇒ （代表者へ結果連絡） ⇒ 区長保管

クラブ・サークル会員名簿

クラブ・サークル名 _____

	氏名	ふりがな	年代	住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

※会員数が25名を超える場合は、この用紙をコピーしてください。

※この名簿によって取得した個人情報は、クラブ・サークル活動以外の目的には使用いたしません。

提出先 ⇒ 区長 ⇒ 執行委員会（審査） ⇒ 区長 ⇒ （代表者へ結果連絡） ⇒ 区長保管

提出用

* 毎年提出願います

補助金交付申請書兼活動計画書

青木平区長 殿

本年度活動の補助金交付を受けたいので、下記の通り本年度活動計画書
をおよび前年度の活動収支報告書を添えて申請致します。

申請日 年 月 日

登録クラブ・サークル名： _____

代 表 者： _____

_____年度 活動計画書

単位：円

活 動 計 画	予 算 額
(活動予算合計額)	

↓

補助金申請額	
--------	--

提出先 ⇒ 区長 ⇒ 執行委員会（審査） ⇒ 区長 ⇒ （代表者へ結果連絡） ⇒ 区長保管

